

税は3月15日（月）、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日（水）までに納付してください。

◆確定申告書等の用紙の送付について

令和元年分の確定申告書を「税理士による無料申告相談会場」、「市町村の相談会場」などで相談して提出した方、e・Tax（電子申告）を利用して提出した方、および「確定申告作成コーナー」を利用して書面で提出した方につきましては、令和2年分の確定申告書などの用紙は送付されませんので、ご留意ください。

◆医療費控除の明細書の添付について

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。税務署や各申告相談会場に来院される際は、事前の作成をお願いします。

医療費の領収書の提出は不要となりますが、医療費

の領収書はご自宅で5年間保存する必要があります。また、税務署から求められたときには、領収書を提示または提出しなければなりません。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

◆マイナンバーの記載について

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書には、税務署へ提出の都度、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

※問い合わせは、青梅税務署 ☎22-3185

年金のお知らせ

◆付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘

せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

お手続きをご希望の方は、青梅年金事務所または役場住民課へお申し出ください。

詳しくは、青梅年金事務所または役場住民課にお問い合わせください。

◆年金相談・手続きの際は予約相談をご利用ください

日本年金機構では、年金の相談や請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◎予約専用受付電話 ☎0570(05)4890

〔受付時間〕午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日および年末年始を除く）

予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けて

「ちょこっと共済」（東京都市町村民交通災害共済） - 2月1日から申し込みを開始します -

令和3年度「ちょこっと共済」（東京都市町村民交通災害共済）の加入申し込み方法は、下記の2通りです。

◎自治会を通じた申し込み

◎役場住民課窓口、古里出張所窓口または臨時受付窓口にて直接個人で申し込み
加入を希望される方は、いずれかの方法で申し込んでください。

なお、加入申込書は2月初旬に自治会を通して各世帯に配布します。また、臨時受付窓口の開設日や会費など詳細については、「広報おくたま2月号」でお知らせします。

* 「ちょこっと共済」とは、会員（加入者）が交通事故（人身）にあったとき、その傷害の程度により見舞金を受けられる共済制度で、東京都内の全市町村が共同で運営しています。

* 「ちょこっと共済」の加入は強制ではありません。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2182



います。

問い合わせ、予約の際は、

基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご用意

ださい。

※問い合わせは、青梅年金

事務所 ☎30-3410
住民課 ☎83-2182

税務署お知らせ

年金・交通災害共済